平成２９年（フ）第１４１９号
千葉市若葉区加曽利町812番地76
破産者　髙橋美津子
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９０号
山梨県南アルプス市在家塚2234番地６、前住所山梨県南アルプス市浅原239番地　グランドソレーユ101
破産者　笠井　貴之
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２６号
福岡市博多区東那珂３丁目３番34号
破産者　有限会社九鉄産工
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５６号
千葉市稲毛区小中台町655番地１　エクセルハイム城山106号
破産者　長島　孝子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７９号
千葉市花見川区犢橋町62番地31、住民票上の住所千葉市花見川区犢橋町62番地84
破産者　鈴木久仁子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４０号
千葉県船橋市薬円台５丁目18番８－405号
破産者　中光　倫温
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７８号
千葉市若葉区大宮台７丁目２番４号
破産者　今野　博和
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２８３号
愛知県犬山市大字犬山字富士見町10番地の１
破産者　株式会社マルコー商店
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第９号
北海道根室市本町３丁目20番地
破産者　株式会社ビ・ラディエンス
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第５０号
北海道野付郡別海町別海鶴舞町６番地31
破産者　アイウェーブ環境テクニカルサービス有限会社
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１６号
福島県相馬市小泉字山田462番地
破産者　株式会社アールヴ
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第２６６７号
横浜市鶴見区平安町２丁目28番１号横浜アイランドガーデン480
破産者　株式会社森工業
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸883番地の２
破産者　北村運送有限会社
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
岐阜県大垣市長松町390番地の３
破産者　有限会社宝扇堂
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第６３０号
静岡県藤枝市田沼１丁目２番22号
破産者　有限会社ル・アンジェ
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７号
滋賀県彦根市外町47番地の４
破産者　滋賀配管株式会社
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４７号
北海道北見市若葉２丁目２番６－12号、破産手続開始決定時の住所北海道北見市西三輪７丁目705番地23
破産者　飲食い処きっしょうこと　矢吹　吉昭
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
茨城県土浦市中村南６－５－25　レオパレスメテオレイン202、住民票上の住所千葉県船橋市薬円台２丁目14番１－402号
破産者　寺地　季之
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
秋田市新屋前野町４－15　Ａ－２、前住所秋田市山王６丁目15番９号
破産者　宮野　秀一
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３３６号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目18番13号　ヒルサイド東寺尾２－Ｂ
破産者　吉川　忠雄
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部